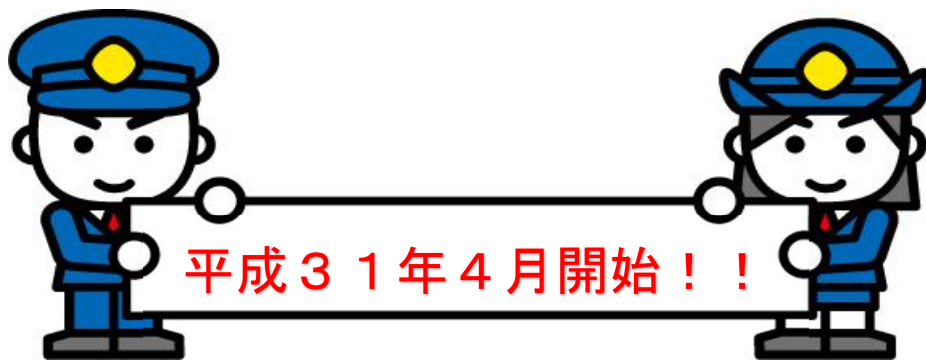


# 違反対象物の公表制度について



重大な消防法令違反対象物の公表制度が平成31年4月1日から始まりました。

違反対象物の公表制度とは

建物の利用者が自ら火災危険に関する情報を入手し、安心して建物を利用できるよう、消防が立入検査の際に確認した**重大な消防法令違反をホームページに公表する制度**です。

1 公表の対象となる建物は

消防法で「**特定防火対象物**」として定められている社会福祉施設など**避難することが困難な方が利用する建物**や飲食店など**不特定多数の方が利用する建物**が対象となります。

2 公表の対象となる重大な消防法令違反とは

消防法令で設置義務がある『**屋内消火栓設備**』『**スプリンクラー設備**』『**自動火災報知設備**』が設置されていないものです。

3 公表する内容は

『**建物の名称**』『**建物の所在地**』『**違反の内容**』『**その他消防長が必要と認める事項**』

4 公表の方法は

**有田市のホームページへ掲載**します。

5 公表の時期は

立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から**14日が経過してもその違反が認められる場合**に公表をします。また、違反が是正されるまでの間、公表を継続します。

6 防火対象物の関係者の皆様へ

次のような場合に重大な消防法令違反になる場合がありますので、事前に消防本部にご相談下さい。

- ① **増築や改築、隣接建物との接続をおこなう場合**
- ② **飲食店、物品販売店、旅館等に用途変更する場合**
- ③ **福祉施設等の事業内容に変更がある場合など**

お問い合わせ

〒649-0304

和歌山県有田市箕島47番地

有田市消防本部 予防課

TEL 0737-83-3120

FAX 0737-82-2513